定款

平成17年 7月 1日改正

平成17年11月18日改正

平成18年 3月28日改正

平成19年 3月27日改正

平成21年 3月26日改正

平成28年 3月29日改正

令和 3年 3月26日改正

令和 4年 3月29日改正

ロイヤルホールディングス株式会社

ロイヤルホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、江頭匡一を創業者として、1950年4月に設立され、商号をロイヤルホールディングス株式会社と称し、英文では ROYAL HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 下記2万至11に関する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること
 - 2. 食堂、喫茶店及び食料品販売店の経営
 - 3. 航空機内食の調製、供給及び搭載
 - 4. 菓子、乳製品、冷菓、パン類、その他の食料品及び飲料の製造及び販売
 - 5. ホテル及びモーターロッジの経営
 - 6. 煙草、酒類及び雑貨の小売
 - 7. 飲食店業に対する経営指導
 - 8. 建築並びに土木の設計監理及び施工
 - 9. 厨房設備、空調設備及び飲食店用什器・備品の賃貸並びに売買
 - 10. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
 - 11. 損害保険代理業
 - 12. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介
 - 13. 有価証券の売買
 - 14. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡
 - 15. 前各号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

- **第4条** 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査等委員会
 - 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12,000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式12,000万株A種優先株式3,000株B種優先株式3,000株

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の普通株式、A種優先株式及びB種優先株式の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- **第9条** 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを 受ける権利
 - 4. 次条に定める売渡請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求する

ことができる。但し、当会社がその請求のときに譲渡すべき数の株式を有しない場合は、この限りでない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

- 第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
 - ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(新株予約権無償割当ての決定機関)

第13条 当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第2章の2 種類株式

(A種優先株式)

- 第13条の2 当会社の発行するA種優先株式の内容は、次項から第8項に定めるものとする。
 - ② 剰余金の配当
 - 1. A種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主と併せて以下、「A種優先株主等」という。)に対し、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、第2号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、

各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

2. A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、1,000,00円(以下、本条において「払込金額相当額」という。)に、A種優先配当年率(8.5%とする。)を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2021年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2021年3月31日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

3. 非参加条項

当会社は、A種優先株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(第4号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4. 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1 株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配 当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義され る。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当 該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合に おいて、第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計 算においては、第2号但書の規定は適用されないものとして計算するものとす る。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本号において 「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場 合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本号において「不足 事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種 優先株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の 翌事業年度以降の各半期事業年度に係るA種優先配当年率で、1年毎(但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」という。)については、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

③ 残余財産の分配

1. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、第13条の4第2項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、第2項第4号に定めるA種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

2. 非参加条項

A種優先株主等に対しては、第1号のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 日割未払優先配当金額

A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、本条においてA種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)。

④ 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を

有しない。

⑤ 金銭を対価とする取得請求権

1. 金銭対価取得請求権

A種優先株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社 法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、 A種優先株主が指定する日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。) を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」という。) として、償還請求日の10取引日前までに当会社に対して書面による通知(撤 回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。)を行った 上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全 部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償還請求」 という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種優先株式を 取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii) A種累積未払配当金相当 額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先 株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第2項第4号に定 めるA種累積未払配当金相当額の計算及び上記第3項第3号に定める日割未 払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等に対して配当される 日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配 当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において A種優先株主から償還請求がなされたA種優先株式の取得と引換えに交付す ることとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、 当該各A種優先株主により償還請求がなされたA種優先株式の数に応じた比 例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内において のみ当会社はA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されな かったA種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

2. 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

3. 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が第2号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

⑥ 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2024年3月31日以降、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種優先株

主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能と する。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種 優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価 償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取 得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(i)払込金額 相当額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額 を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、 本項においては、第2項第4号に定めるA種累積未払配当金相当額の計算及び第3 項第3号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がA種優先株主等 に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替え て、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭 対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端 数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、A種優先株式の一部を取 得するときは、各A種優先株主がA種優先株式を当初引き受けた数に応じて、当初 引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきA種優先株式を決 定する。

⑦ 譲渡制限

なし。

- ⑧ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - 1. 当会社は、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - 2. 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予 約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - 3. 当会社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行 わない。

(B種優先株式)

- 第13条の3 当会社の発行するB種優先株式の内容は、次項から第9項に定めるものとする。
 - ② 剰余金の配当
 - 1. B種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下、「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(B種優先株主と併せて以下、「B種優先株主等」という。)に対し、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、第2号に定める額の金銭によ

る剰余金の配当(かかる配当によりB種優先株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

2. B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、1,000,00円(以下、本条において「払込金額相当額」という。)に、B種優先配当年率(2026年3月30日までの期間においては4.5%とし、2026年3月31日以降の期間においては8.5%とする。)を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2021年12月末日に終了する事業年度に属する場合は、2021年3月31日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種優先株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の名計額を控除した金額とする。

3. 非参加条項

当会社は、B種優先株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(第4号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4. 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主等に対して行われた1 株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配 当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義され る。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当 該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合に おいて、第2号に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計 算においては、上記第2号但書の規定は適用されないものとして計算するもの とする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本号にお いて「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。こ の場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がB種優先株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るB種優先配当年率で、1年毎(但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下、「B種累積未払配当金相当額」という。)については、第13条の4第1項に定める支払順位に従い、B種優先株主等に対して配当する。かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

③ 残余財産の分配

1. 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主等に対し、第13条の4第2項に定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算し、また、上記第2項第4号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算における「累積額がB種優先株主等に対して配当される日」を「分配日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種優先株主等が権利を有するB種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は四捨五入する。

2. 非参加条項

B種優先株主等に対しては、第1号のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 日割未払優先配当金額

B種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、本条においてB種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優

先配当金額」という。)。

議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を 有しない。

- ⑤ 普通株式を対価とする取得請求権
 - 1. 普通株式対価取得請求権

B種優先株主は、2022年3月31日以降、2026年3月31日までの期間、当会社に対して、第2号に定める数の普通株式(以下、「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

2. B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第3号及び第4号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、第3項第1号に定めるB種残余財産分配額の計算のうちB種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、B種残余財産分配額、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

3. 当初取得価額

取得価額は、当初1,658.3円とする。

4. 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を 調整する。
 - (ア) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての 効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日 の翌日)以降これを適用する。

(イ) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

併合前発行済普通株式数

併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(f) 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって 普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償 割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予 約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。) の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、 合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合、又は当 会社の役員若しくは従業員若しくは当会社の子会社の役員若しくは従業員 を対象とする株式給付信託のために普通株式を発行又は処分する場合、並 びに2021年2月15日付の取締役会決議及び当会社の第72期(20 20年12月期)に係る定時株主総会決議に基づき発行する場合を除く。)、 次の算式(以下、「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整す る。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産 を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取 得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日) の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日 (以下、「株主割当日」という。) の翌日以降これを適用する。また、「発 行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点での普通株 式の発行済株式数(当会社が保有する普通株式の数を除く。)をいう。な お、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、上記の「当会社が保 有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」、 次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が 保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

新たに発行する 普通株式の数 ×

X 1株当たり払込金額

発行済普通株式数 +

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × -

発行済普通株式数+新たに発行する普通株式の数

- (エ) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たり の取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は 処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(エ)において 同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割 当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(エ)において同じ。) に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全 てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額 調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算 される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日 以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株 主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわら ず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していな い場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分 される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付 されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以 降これを適用する。
- (オ) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(オ)において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(オ)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と

新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本付による取得価額の調整は、第1回新株予約権、及び当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下の(ア)乃至(ウ)のいずれかに該当する場合には、当会社はB種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - (ア) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (イ) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (ウ) その他、発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生 によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、「VWAP」という。)その平均値(円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社の普通株式の普通取引が行われ

る日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- 普通株式対価取得請求受付場所
 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

6. 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が第5号 に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記 載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

7. 普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求を したB種優先株主に対して、当該B種優先株主が指定する株式会社証券保管振 替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記 録を行うことにより普通株式を交付する。

- ⑥ 金銭を対価とする取得請求権
 - 1. 金銭対価取得請求権

B種優先株主は、償還請求日(以下に定義する。) における分配可能額を限度 として、B種優先株主が指定する日(当該日が取引日でない場合には翌取引日 とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条において「償還請求日」 という。)として、償還請求日の10取引日前までに当会社に対して書面によ る通知(撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。) を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種優先 株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償 還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るB種優 先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請 求に係るB種優先株式の数に、(i)払込金額相当額並びに(ii)B種累積未払配 当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、 B種優先株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、第2項第 4号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び上記第3項第3号に定め る日割未払優先配当金額の計算における「累積額がB種優先株主等に対して配 当される日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種累 積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日 においてB種優先株主から償還請求がなされたB種優先株式の取得と引換え に交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各B種優先株主により償還請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はB種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種優先株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

2. 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

3. 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が第2号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

⑦ 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2024年3月31日以降、当会社の取締役会が別に定める日(以下、 本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種優先株 主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能と する。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種 優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価 償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種優先株式を取 得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種優先株式の数に、(i)払込金額 相当額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額 を乗じて得られる額の金銭を、B種優先株主に対して交付するものとする。なお、 本項においては、上記第2項第4号に定めるB種累積未払配当金相当額の計算及び 上記第3項第3号に定める日割未払優先配当金額の計算における「累積額がB種優 先株主等に対して配当される日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と 読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ま た、金銭対価償還に係るB種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満た ない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。なお、B種優先株式の一 部を取得するときは、各B種優先株主がB種優先株式を当初引き受けた数に応じて、 当初引き受けた後の事情を考慮して合理的な方法により、取得すべきB種優先株式 を決定する。

⑧ 譲渡制限

なし。

- ⑨ 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - 1. 当会社は、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

- 2. 当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予 約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 3. 当会社は、B種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行 わない。

(優先順位)

- 第13条の4 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第1順位(それらの間では同順位)、A種優先配当金及びB種優先配当金が第2順位(それらの間では同順位)、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
 - ② A種優先株式、B種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配及びB種優先株式に係る残余財産の分配を第 1順位(それらの間では同順位)、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
 - ③ 当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当 又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金 の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法によ り剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があると きに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

- **第16条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、 取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
 - ② 取締役会長及び取締役社長のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

- 第19条の2 第15条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。
 - ② 第16条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会について準用する。
 - ③ 第18条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の 決議について、第18条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種 類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第20条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
 - ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

- **第21条** 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主 総会においてこれを選任する。
 - ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 - ④ 当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
 - ⑤ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- **第23条** 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。) の中から代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の権限)

第24条 取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部 又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- **第26条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集 し、その議長となる。
 - ② 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長にも事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

- **第27条** 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する ことができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、 同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の任務を怠ったこと による損害賠償責任を、法令が定める限度において免除することができる。
 - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第32条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会においてこれを選任する。

(会計監査人の任期)

- **第37条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ② 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

- 第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に 記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行うこ とができる。
 - ② 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

附則

(取締役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、平成28年3月開催の第67期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第2条 当会社は、平成28年3月開催の第67期定時株主総会終結前の行為に関する 監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、 法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ② 平成28年3月開催の第67期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。
- **第3条** 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

- の削除及び変更案第17条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の新設は、会社 法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定す る改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。
- ③ 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。